[事案 2022-14] 既払込保険料返還請求

- 令和5年2月8日 裁定不調
- ※本事案の申立人は、[事案 2022-7] の申立人の兄弟である。

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換後に支払った保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年4月に父が契約した生死混合保険について、平成5年7月に契約者を自分に変更のうえ、定期保険特約付終身保険(契約①)に転換した。その後、平成15年5月に契約①を積立終身保険(契約②)に転換し、平成25年2月に契約②の保障見直しを行ったが、以下等の理由により、転換後に支払った保険料の半分程度を返還してほしい。

(1)募集人から、契約①②が掛け捨てである旨の説明がなかったため、解約すると既払込保険料の半分程度は返還されると思っていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて保障内容や解約返戻金等について正しく説明している。
- (2) 申立人は、契約内容(特に保障の充実を主目的としたものであること)や解約返戻金の推移について理解したうえで契約している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握する ため、申立人および申立人父、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

(1)募集人は、申立人に対して、設計書を用いて説明していたことは認められるものの、申立 人が転換後の契約内容を十分理解していたかは疑問であり、より丁寧な説明をしていれば、 本件紛争が生じなかったと考えられる。